畜舎特例法の概要

(畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律)

令和6年6月農林水産省

畜舎特例法の概要

1. 目的 【第1条】

畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、その国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関する計画(**畜舎建築利用計画)の認定制度を創設**し、当該認定を受けた計画に基づき建築等及び利用される畜舎等に関する**建築基準法の特例**を定め、もって**畜産業の振興を図る**ことを目的とする。

2. 対象となる畜舎等 【第2条第1項、第3条】

- ◆ **畜舎**又は<mark>堆肥舎</mark>【第2条第1項】
- ◆ <mark>市街化区域外・用途地域外</mark>の地域の敷地に建築【第3条第3項第1号】、<mark>高さ16m以下</mark>の<mark>平屋</mark>で居住のための居室を 有さず【第3条第3項第2号】、<mark>建築士が設計</mark>したもの【第3条第3項第3号】を対象とする

3. 対象となる建築行為 [第2条第2項]

対象とする「**建築等**」は、畜舎等の**新築、増築、改築**及びその**構造に変更を及ぼす行為**とする【第2条第2項】

4. 技術基準・利用基準の遵守 【第2条第3・4項、第7条、第13条】

- ◆ 「利用基準」とは、畜舎等の利用の方法に関して**省令**で定める
- ① 畜舎内の滞在時間等の制限
- ② 畜舎内の整頓などによる避難経路の確保
- ③ 例えば、避難訓練など災害の防止・軽減措置をいう

【第2条第4項】

- 本法律は、構造等の基準のみで規制する建築基準法とは異なり、 畜舎等の利用方法等に関する利用基準と畜舎等の構造等に関する技 術基準を組み合わせることにより、両者が相まって畜舎等の安全性 を担保するもの。
- 利用基準と技術基準の組み合わせは、省令で規定。

A **構造畜舎等**:[簡易な利用基準(宿泊しない等)]+[建築基準法と同等の技術基準] 3 **構造畜舎等:**[標準的な利用基準]+[**建築基準法より緩和された技術基準**]

- ◆ 「技術基準」とは、畜舎等の敷地・構造・建築設備について省令で定める、
- ① 継続的に畜産経営を行う上で、利用基準と相まって、安全上等について支障がない基準
- ② 都市計画区域等の畜舎等にあっては、建蔽率等について支障がない基準 等をいう【第2条第3項】
- ◆ 畜舎等は、技術基準に適合するものでなければならない【第7条第1項】
- ◆ 畜舎等は利用基準に従って利用しなければならず、用途を変更してはならない【第7条第2項・第3項】
- ◆ 計画認定を受けた者は、畜舎等の利用状況について5年に1回、知事に報告しなければならない【第13条第1項】

畜舎特例法の対象となる畜舎等

畜舎特例法の対象施設

- ◆ 畜舎(これに関連する施設を含む)及び堆肥舎 ◆ 市街化区域・用途地域以外
- ◆ 高さ16m以下(軒高の基準なし) ◆ 階数が一(平屋) ◆ 居室を設けない ◆ 主要柱相互の間隔基準なし
- ◆ 建築士法に規定する建築士が設計したもの

畜舎(農林水産省令第1条)

- 1 **家畜を飼養する施設:**乳牛舎、乾乳舎、肉牛舎、肥育豚舎、繁殖豚舎、採卵鶏舎、肉用鶏舎、幼牛舎、 育雛舎、育成豚舎、分娩舎、病畜舎等
- **2 飼養施設に付随する施設:**搾乳施設、集乳施設、畜産経営に必要な貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設、畜産業用倉庫・車庫

《以下の施設を含む》

- ☞ 1又は2の施設に附属する門又は塀
- ☞ 1又は2の施設の内部にある①軽微な執務・作業②物資・車両の保管のための室

堆肥舎(家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設) (農林水産省令第2条)

- 1 屋根及び柱若しくは壁を有する施設(堆肥舎等): 堆肥舎、排水処理施設の上屋等 《以下の施設を含む》
 - ☞ 堆肥舎等に付随する**畜産業用倉庫・車庫**
 - ☞ 堆肥舎等、畜産業用倉庫・車庫に附属する**門又は塀**
 - ☞ 堆肥舎等、畜産業用倉庫・車庫の**内部にある**①軽微な執務・作業②物資・車両の保管のための**室**
- 2 高さ8mを超える発酵槽等:バイオガスプラントの発酵槽、縦型コンポスト、スラリータンク、発酵槽等に附属する制御施設

(参考)建築基準法における特定畜舎等建築物(構造関係規定の緩和対象となる畜舎等)

- ◈ 畜舎(搾乳施設その他これに類する施設を含む)及び堆肥舎 ◈ 市街化区域以外
- ◆ 高さ13m以下かつ軒高9m以下 ◆ 階数が一(平屋) ◆ 居室を設けない ◆ 主要柱相互の間隔は15m以下

対象となる畜舎等の高さ

建築基準法における特定畜舎等建築物(構造関係規定の緩和対象となる畜舎等)

◆ 建築基準法の告示※の適用を受ける畜舎の高さ制限

高さ: 13m以下 軒高: 9 m以下

畜舎の特性

- ◆ 採卵鶏経営では、規模拡大により飼養ケージが直段式に高くなる傾向にあり、 高さ基準の緩和を求める声。
- ◆ 規模拡大の進展により、畜舎内でダンプカーにより荷下ろしすることも想定されるが、メーカーによるとダンプ時の高さは9.6mに到達。

畜舎特例法の基準

◆ 畜舎特例法の対象となる畜舎の高さ

高さ:16m以下(軒高は設定しない)

(省令第4条第2号)

※現行の建築基準法第21条の考え方と同様の高さとし、軒高の制限を行わない。

※特定畜舎等建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件(平成14年5月29日 国土交通省告示第474号)

対象となる畜舎等の地域(都市計画区域と農業振興地域等の土地利用区分)

- ◆ 我が国の土地利用区分上は、都市計画区域と農業振興地域とが重なって存在。
- ◆ 典型的な市街地は、主に市街化区域と用途地域内に存在。
- ◆ 市街化区域、用途地域内に、畜舎等の建築が促進されることは、都市環境への多大な影響の 懸念に繋がることから、畜舎特例法の対象外としている。

都市計画区域

一体の都市として総合的に整備、開発又は保全すべき区域又は新たに開発、保全 する必要がある区域

農業振興地域

農業振興を図るべき地域として 都道府県が指定した地域 ※市街化区域は指定できない

市街化区域(対象外)

すでに市街地を形成している区域や、 おおよそ10年以内に計画的に市街化 を図る区域

※農業振興地域には設定できない

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域

※畜舎、堆肥舎、温室、農機具収容施設等の農林水産業関係施設の建設は認められている。

農用地区域

農用地として利用すべ き土地として市町村が 設定した区域

非線

引き

区域

住宅地域、工業地域、商業地域など、 13種類の地域に分けて、その地域に 建築することができる建築物を制限 している地域

※農業振興地域に設定しない運用

準都市計画区域

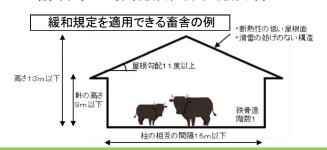
規制をしないと、将来における一体の都市としての整備、開発、保 全に支障が生じるおそれがある地域

4

建築基準法と畜舎特例法の畜舎等の構造関係規定

建築基準法における畜舎の構造関係規定の緩和

- ◆ 畜舎には、一般建築物と同様に建築基準関係規定が適用されるが、畜舎は一般建築物に比べてその建築物を利用する人間が 少なく、また、建築物内部の滞在する時間が短いこと等を考慮し、一定の要件を満たす場合、構造関係規定について緩和規 定を設けている
- ◆ 市街化区域以外の区域における高さ13m以下、軒高9m以下、スパン15m以下の平屋等の一定条件を満たす特定畜舎等建築物 (豚舎等の飼養施設、搾乳施設等) については、構造計算に用いる荷重及び外力のうち積雪荷重及び風荷重を低減できる。





畜舎特例法における構造関係規定

共通事項(A及びB構造畜舎等)

市街化区域・用途地域以外における高さ16m以下の平屋(軒高及びスパンの基準は設けない)

▶積雪荷重及び風荷重を低減できる。
▶基礎の根入れ深さの規定は設けない。
▶幅厚比及び径厚比の規定は適用しない。

A構造畜舎等の基準

稀に発生する中規模の地震動(震度5強程度)に対して構造部材が損傷しない建築基準法に準じた構造方法を用いる畜舎等

B構造畜舎等の基準

稀に発生する中規模の地震動(震度5強程度)に対して、構造部材に損傷が生ずる可能性があるが、倒壊しない程度の構造 方法を用いる畜舎等

【具体的な緩和措置】 「短期許容応力度 → 「材料強度等」とする

· 木材 (2/3 F → F) · 錮材 (F →1.1 F)

畜舎特例法の構造関係規定の緩和(共通事項)

・基礎に関する基準

建築基準法における基準

◆ 建築基準法における<u>基礎の根入れの深さ</u>は、基礎 の底部を密実で良好な地盤 に達したものにしない 場合は、<u>12cm以上</u>とし、かつ、<u>凍結深度よりも深</u> いものとすること等とされている。

畜舎の特性

- ◆ 北海道など冷涼な地域では、凍結深度が1mになるなどにより、基礎の根入れが相当深くなり、コストがかかる。
- ◆ 畜舎としての使用に支障が生じないのであれば、 凍上による床や柱への一定の損傷は許容できると の意見。

・幅厚比・径厚比※1に関する基準

畜舎の特性

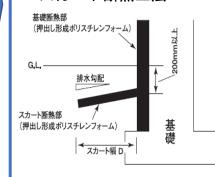
◆ 幅厚比・径厚比を平屋でシンプルな構造の畜舎に 適用するのは過剰との意見。

畜舎特例法の基準

◆ 畜舎特例法において、畜舎等の基礎に係る深 さの規定は設けない。(省令第17条)

※一般住宅で使われているスカート断熱工法により凍結深度を浅くすることなど、凍上による損傷ができるだけ生じないようにすることを推奨

スカート断熱工法



凍上現象のひどい地域の畜舎や堆肥舎でも、数カ所の実験・検証の結果より、断熱材の地中埋め込み深さ200m以上、スカート幅600m程度のスカート断熱工法を採用することで、凍結深度の緩和が可能で、安価となります。

ただし、土間部分から冷気が土中に進入 しないよう、敷きわらや家畜の十分な飼養 密度を保つなどの必要があります。

畜舎特例法の基準

◆ <u>幅厚比及び径厚比の規定(</u>特定畜舎告示第3 第5項)は畜舎には**適用しない**。

(省令第8条)

※1:幅厚比・径厚比:局部座屈に対する抵抗性を示す数値。鉄骨・鋼管の幅・径と板厚の比率。幅厚比・径厚比が小さいほど局部座屈に強い

B構造畜舎等の構造関係規定の緩和

建築基準法における基準

- ◆ 建築基準法では、構造計算に用いる材料(木材、 鋼材等)の短期許容応力度 には、安全係数が組み 入れられている。
- ◆ 例えば、木材の強度がFであるのに対し、短期許容応力度は2/3Fという数値を使うよう規定。 (つまり、1/3が安全係数。)

畜舎の特性

◆ 畜舎特例法は、技術基準と利用基準が相まって畜 舎の安全性を確保するものであり、厳しい利用基 準を遵守することで技術基準の緩和を許容可能。

畜舎特例法の基準

◆ 畜舎特例法における <u>B 構造畜舎等</u>については、<u>短期許容応力度に材料強度等の数値を</u> 用いる。 (省令第9条~第11条)

(木材、鋼材、コンクリートの許容応力度 の規定内容については下表)

◆ <u>B構造畜舎等</u>は、畜舎内安全確保のため、 <u>畜舎の屋根は</u>、プラスチック板、金属板、 木板その他これらに類する<u>軽い材料でなけ</u> <u>ればならない</u>。(省令第18条第2号)

B構造畜舎等の各部材の短期許容応力度

木材 (繊維方向)

建築基準法施行令				I		畜舎特例	l法省令	
圧縮	圧縮 引張り 曲げ せん断				圧縮	引張り	曲げ	せん断
<u>2Fc/3</u>	<u>2Ft/3</u>	<u>2Fb/3</u>	<u>2Fs/3</u>		<u>Fc</u>	<u>F t</u>	<u>F b</u>	<u>F s</u>

	コンクリート									
	建築基準法施行令						畜舎特例	法省令		
圧縮 引張り せん断 付着 圧縮 引張り								せん断	付着	
	カ度のそれぞれ 引張り及びせん	- Iに対する圧縮、引 の数値の <u>二倍</u> (F 断について、 <u>国</u> ป その定めた数値)	: が二一を超える <u>L交通大臣</u> がこれ	コンクリートの		力度のそれぞれ 引張り及びせん	の数値の <u>三倍</u> (F	- 張り、せん断又(が二一を超える: <u>8大臣</u> がこれと異 ⁾ [†] る。	コンクリートの	

錙材

種類			圧縮	引張り	曲げ	せん断			
	構造用銀								
炭素鋼	ボルト	黒皮 仕上げ	-						
	構造用り	rーブル							
	リベット	- 銅		長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、					
	鋳鋼				F容応力度(のそれぞ			
	構造用銀	引材	れの数値	の <u>ー・五倍</u>	1とする。				
ステン	ボルト								
レス鋼	構造用り	rーブル							
	鋳鋼		1						

建築基進法施行令

種類	圧縮	引張り	
作型 采其	江村自	せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合
丸鋼	E	E	F (当該数値が二九五を超 える場合には、二九五)
異 径二十八ミリメー 形 トル以下のもの	E	Ē	F (当該数値が三九〇を超 える場合には、三九〇)
鉄 径二十八ミリメー 筋 トルを超えるもの	E	E	F (当該数値が三九〇を超 える場合には、三九〇)
鉄線の径が四ミリメー トル以上の溶接金網	-	F (ただし、床版に用いる場合に限る。)	F

畜舎特例法省令

種類			圧縮	引張り	曲げ	せん断			
	構造用鋼材			長期に生ずる力に対する圧縮、引張り、曲げ又は せん断の許容応力度のそれぞれの数値の一・六子 倍とする。					
	ボルト	里 黒皮							
炭素鋼	7117D 15	仕上げ							
	構造用ケー	ブル							
	リベット鋼		■ #B (二生 #*)	長期に生ずる力に対する圧縮 引張り、曲げ又に					
	涛鋼		せん断の許さ	せん断の許容応力度のそれぞれの数値の一・五					
	構造用鋼材		とする。						
ステン	ボルト								
レス鋼	構造用ケー	ブル							
	€寿 €岡								

種類		圧縮	引張り	
俚兴	4	江州自	せん断補強以外に用いる場合	せん断補強に用いる場合
丸鋼		1. 1.E	<u>1. 1 F</u>	F (当該数値が二九五を超え る場合には、二九五)
異形	径二十八ミリメー トル以下のもの	1. 1E	1. 1 E	F (当該数値が三九〇を超え る場合には、三九〇)
鉄 径二十八ミリメー 筋 トルを超えるもの		1. 1E	<u>1. 1 F</u>	F (当該数値が三九〇を超え る場合には、三九〇)
	の径が四ミリメー ル以上の溶接金網	-	F (ただし、床版に用いる場合に限る。)	F 7

防火関係規定の緩和(大規模木造畜舎、屋根不燃化)

- 3,000㎡を超える木造の畜舎等

建築基準法における基準

◆ 木造で延べ面積が3,000㎡を超える建築物は、耐火構造等とするか、火熱遮断壁等※によって3,000㎡以内に区画しなければならない。

※壁、柱、床その他の建築物の部分又は防火戸その他の防火設備

畜舎の特性

- ◆ 養豚の畜舎は、ふん尿のアンモニアによる腐食のため、 鉄骨造とすることが難しく木造が一般的。
- ◆ 養豚は規模拡大が進み、生育ステージごとに畜舎を移動 して飼養するが、豚熱等の伝染病の蔓延防止の観点から、 畜舎間の移動は屋外から遮断された通路等が利用される。
- ◆ しかし、畜舎間を通路でつなぐと3,000㎡を超過し、耐 火構造等とする必要。

・法第22条指定区域における屋根

建築基準法における基準

◆ 建築基準法第 22 条第1項の市街地の区域(法第22条指 定区域)内にある畜舎等の屋根は不燃材料で造ったもの 等としなければならない。

畜舎の特性

◆ 堆肥の発酵を促進するため、堆肥舎の屋根を光透過性の 高い樹脂板(ポリカーボネートなど)等にしている実態 がある。

畜舎特例法の基準

①畜舎等の周囲に延焼防止上有効な空地(畜舎等の高さに相当する距離以上の離隔距離)を確保し、

(省令第19条第2項本文)

②定期的な消火訓練、ボイラー等の設備の周辺や渡り廊下に可燃物を存置しないことの記録を作成し、少なくとも1年間保存する

(省令第63条第7号)

等の場合には、

◆ 渡り廊下によって隔てられた畜舎等の各部分をそれぞれ3,000㎡以内とすれば、床面積が3,000㎡を超えることが可能。



◆ 屋根を不燃化することを不要とする。 (省令第20条)

8

防火関係規定の緩和(防火壁、小屋裏隔壁)

建築基準法における基準

○畜舎は一般建築物に比べてその建築物を利用する人間が少なく、また、建築物内部の滞在する時間が短い こと等を考慮し、一定の要件を満たす場合、防火関係規定について緩和規定を設けている。

<一般建築物>

防火壁(法26条)

○延べ面積1,000㎡を超える建築 防火壁 物は、屋根や壁から突出する耐 火構造の壁(防火壁)によって 区画することが義務づけられて いる。



小屋裏隔壁(令114条3項)

○建築面積300㎡を超える建築物の小屋組が木造である場合は、けた行間隔12m以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けることが義務づけられている。

<畜舎>

防火壁、小屋裏隔壁の適用除外

- ○周辺地域が農業上の利用に供されてり、かつ、避難上及び延焼 防止上支障がない場合であって、以下の条件に該当する畜舎は、 防火壁、小屋裏隔壁の設置は不要
- ①畜舎等の外壁に避難上有効な開口部が2以上設けられており、畜舎等の各部分から当該各開口部に至る歩行経路が確保されている。
- ②畜舎等を間仕切壁により区画する場合は、当該間仕切壁に開口部を設ける。
- ③不特定多数の者の利用、人の就寝、火を使用する設備・器具を設けて利用する 用途でない。
- ④市街化区域以外で階数が一である場合は、周囲6m以内に建築物又は工作物 (当該畜舎等に附属する不燃性を有する建築材料で造られたものを除く。)が存 しない。それ以外の場合は、周囲20m(防火壁)又は15m(小屋裏隔壁)以内 に建築物又は工作物が存しないこと。

畜舎特例法の基準

建築基準法の防火壁及び小屋裏隔壁の適用除外の条件を基準の原則とし、

- ①間仕切壁により区画する場合にあっては、当該間仕切壁に開口部を設けること
- ②畜舎等の周囲6m以内を空地とすること(建築物又は工作物が存しないこと)等の場合には、
 - ・床面積1,000㎡を超える畜舎等であっても<u>防火壁の設置不要</u>※

(省令第24条第1項)

・建築面積300㎡を超える畜舎等であっても小屋裏隔壁の設置不要※

(省令第25条第1項)

※ただし、畜産業用倉庫・車庫の場合は、火気を使用しない等の追加の利用基準を遵守する必要(次項)

畜産業用倉庫と畜産業用車庫の防火基準等

建築基準法における基準

建築基準法において、倉庫又は自動車車庫については、火災危険性を考慮し、

- ◆倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が 1,500㎡、自動車車庫の用途に供する部分の 床面積の合計が150㎡を超えた場合は、耐 火建築物又は準耐火建築物とする(法第27 条)
- ◆自動車車庫の用途に供する部分及びこれから地上に通ずる主たる通路の内装を準不燃材料等とする(法第35条)

等の防火上の規制がある。

畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の特性

- ◆一般的な倉庫又は自動車車庫に比べて、畜 舎等に付随する保管庫における滞在者数・ 時間は少ない。
- ◆ 畜舎等に付随する保管庫に保管する物資等 は限定される。

畜舎特例法の基準

- ①又は②に適合すること。
- ① (1)から(4)までに掲げる基準
- (1)畜産業用倉庫の用途に供する部分の 面積の合計が3,000㎡以下である畜舎 等又は畜産業用車庫の用途に供する 部分の床面積の合計が500㎡以下であ る畜舎等であること
- (2)間仕切壁により区画する場合にあっては、当該間仕切壁に開口部を設けること
- (3)畜舎等の周囲6m以内を空地とする こと(建築物又は工作物が存しない こと)
- (4)火気を使用しない等の追加の利用基準を遵守すること
- ②建築基準法と同等の防火基準

(参考) 畜舎特例法と建築基準法の防火基準の比較

		建築基準法		畜	舎特例法	
項目	建築基準法規制対象		防火基準	主務省令	畜舎等(倉庫・ 車庫以外)	畜産業用 倉庫・車庫
大規模木造建築物の主要構造	第21条第1項第3号 (令第109条の5)	高さ13m超の倉庫・車庫	特定主要構造部を火熱時倒壊防止構造等とする。	第19条第1項	_	緩和**1
部	第21条第2項	延べ面積3,000㎡超の建築物	特定主要構造部を耐火構造等とする。	第19条第2項	緩和 ^{※1}	緩和 ^{※1}
法第22条区域の屋根	第22条	法第22条区域の建築物の屋根	不燃材料で造るか、ふいたもの等とする。	第20条	緩和 ^{※1}	緩和 ^{※1}
法第22条区域の外壁	第23条	法第22条区域の木造建築物等の外壁で延焼の おそれのある部分	準防火性能を有する構造にする	第21条	同等	同等
大規模(延べ面積1000㎡超)の	笠 2 日 夕	外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分	防火構造とする	年22夕	日生	同等
木造建築物等の外壁等	第25条	屋根	不燃材料で造るか、ふいたもの等とする	第23条	同等	旧守
防火壁等	第26条第1項	延べ面積1000㎡超の建築物	防火上有効な防火壁又は防火床により延 べ面積1000㎡以内ごとに区画する ^{※5}	第24条第1項	緩和 ^{※2}	緩和**2、3
特殊建築物の特定主要構造部	第27条第3項第1号(倉庫、車庫)	倉庫用途部分の床面積1500㎡以上、車庫用途部分の床面積150㎡以上	耐火建築物又は準耐火建築物とする	第24条の2第1項	-	緩和※2、3
等	第27条第3項第2号 (危険物庫)	一定数量を超える危険物の保管庫	耐火建築物又は準耐火建築物とする	第24条の2第2項	-	同等
特殊建築物等の避難等	第35条 (令127条~令129条 の2の2)	延べ面積が1000㎡超の建築物等	避難施設、消火設備並びに敷地内の避難 上及び消火上必要な通路について、避難 上及び消火上支障がないようにする	第29条	緩和 ^{※4}	緩和 ^{※4}
	第35条の2(車庫)	車庫用途部分・通路の壁・天井の内装	準不燃材料等とする	第24条の3第1項	-	緩和※2,3
特殊建築物等の内装	第35条の 2 (火気使用室)	ボイラーなど火気使用室の壁・天井の内装	準不燃材料等とする	第24条の3第2項	同等	同等
隔壁の設置	第36条 (令第114条第3項)	建築面積300㎡超の建築物の木造の小屋組	強化天井とするか桁行間隔12m以内ごと に小屋裏に準耐火構造の隔壁 ^{※5} を設ける	第25条第1項	緩和*2	緩和※2、3
防火区画の設置	第36条 (令第112条第1,4,5項)	主要構造部を耐火構造とした建築物、準耐火 建築物等	1時間準耐火構造の床・壁等で一定の面積 (500、1000、1500㎡) ごとに区画する。	第26条第1項第1号	一部緩和 ^{※6}	一部緩和**6
渡り廊下の小屋裏隔壁	第36条 (令第114条第4項)	延べ面積200㎡超の耐火建築物以外の建築物 を連絡する木造の小屋組の渡り廊下	けた行きが4mを超えるものは小屋裏に 準耐火構造の隔壁を設ける。	第26条第1項第2号	緩和 ^{※7}	緩和 ^{※7}
防火地域等内の建築物の主要 構造部	第61条	防火・準防火地域内の建築物	地域の別及び建築物の規模に応じて耐火 建築物、準耐火建築物等にする	第26条第1項第3号	同等	同等
防火地域等内の屋根	第62条	防火・準防火地域内の建築物の屋根の構造	火の粉による建築物の火災の発生を防止 する性能を備えたものとする	第26条第1項第3号	同等	同等

- ※1:緩和の条件は、畜舎等の周囲に、畜舎等の高さに相当する距離以上の延焼防止上有効な空地 を設けること。
- ※ 2:緩和の条件は、(1)間仕切壁により区画する場合にあっては当該間仕切壁に開口部を設けること、(2)畜舎等の周囲 6 m以内を空地とすること(建築物又は工作物が存しないこと)
- ※3:緩和の条件は(1)畜産業用倉庫の用途に供する部分の面積の合計が3,000㎡以下である畜舎等 又は畜産業用車庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以下である畜舎等であること、 (2)火気を使用しない等の追加の利用基準を遵守すること。
- ※4:法第35条に基づく規定のうち、令第128条の2と同等。その他は規定しない。
- ※5:①周辺地域が農業上の利用に供されており、避難上及び延焼防止上支障がない②開放性の高い平屋で、柱・梁等が一定の防火性能を有する(床面積が3,000㎡以下)畜舎について設置不要
- ※7:※1~3が適用される場合は適用しない

集団規定

畜舎特例法の集団規定は、

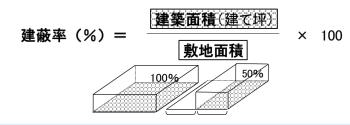
- ◆ 都市計画区域及び準都市計画区域内の畜舎等に適用される(建築基準法と同様)。
- ◆ 建築基準法上、市街化区域及び用途地域の外に立地する畜舎等に適用される基準(建蔽率制限、道路斜線制限、日影規制、接道規制、道路内建築制限、壁面線制限、各種地域・地区に関する制限)と同等 (建築基準法を引用)。

建蔽率(省令第45条)

畜舎等の建蔽率は、建築基準法第53条第1項第6号に定める数値を超えてはならない。

建築基準法第53条第1項第六号に定める数値

	用途地域の指定のない地域								
原則の建蔽率 (%)	30 40 50 60 70 のうち特定行政庁が都市計画審議会の議を経て指 定する区域の数値								



接道義務(省令第48条)

- ◆畜舎等の敷地は、原則として4m以上の幅員の道路に2m以上接していなければならない(第1項)
- ◆ただし、次のいずれかの基準の適合する畜舎等で、都道府県知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものは、上記の接道義務を満たさない敷地にも建築することができる(第2項)。



発酵槽等に係る利用基準及び技術基準

建築基準法における基準

・バイオガスプラントの発酵槽、縦型コンポスト、スラリータンク等は建築物ではないが、高さが8mを 超える場合は、建築物とみなして建築基準法の規定が準用される(準用工作物)

畜舎特例法の基準

「高さが8mを超える発酵槽その他これに類する施設」を、家畜排せつ物を処理する施設として畜舎特例法の対象とし、一部の基準を緩和。

<発酵槽等の利用基準>

○認定畜舎等にあっては認定畜舎等であることを当該畜舎等の見やすい場所に表示すること。

<発酵槽等の技術基準>

- ○当該施設の構造安全性等を確保するため、次に掲げる規定への適合を求める。
 - 1)原則、組積造及び無筋コンクリート造以外の構造とすること。(主務省令第60条の3第2項)
 - 2) 建築基準法施行令第 141 条第 2 項において準用する同令第 139 条第 1 項第 4 号イの規定により国土交通大臣が定める基準に従った 構造計算によって確かめられる安全性を有すること。(主務省令第60条の3第2項)
 - 3) 構造設計の原則(主務省令第7条)

- 4) 構造部材の耐久(主務省令第16条)
- 5) 基礎(主務省令第17条) (根入れ深度の規定なし)
- 6) 屋根ふき材等(主務省令第18条第1号)(帳壁の強度の規定なし)
- 7) 石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置(主務省令第28条)
- 8) 電気設備(主務省令第31条)
- 〇都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第2号の2に規定する特定用途制限地域内において、発酵槽等が条例で制限が定められた用途に供する工作物に該当する場合には、主務省令第52条、第53条、第55条第5項、第58条第1項及び第9項並びに第62条の規定を準用する。

(参考)発酵槽等に係る技術基準(単体規定)の比較

建築基	基準法		主務省令	比較
構造耐力		第20条	第60条の3第2項、第3項	(具体の基準は政令で規定)
石綿その他の物質の飛散等		第28条の2	第28条 [※]	同等
電気設備	第88条	第32条	第31条 [※]	同等
避雷設備	第1項	第33条	_	(規定なし)
昇降機		第34条第1項	_	(規定なし)
建築材料の品質		第37条	_	(規定なし)

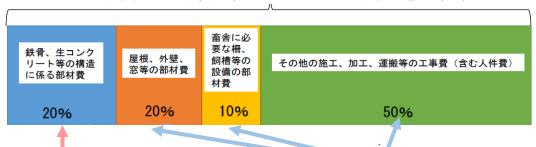
建築基準	去施行令		主務省令	比較	
組積造等の禁止	第141条 第1項	_	 第60条の3第2項 	同等	
構造計算(60m超)	775 1 A 1 A	第139条第1項第3号	_	(規定なし)	
構造計算(60m以下)	第141条 第2項	第139条第1項第4号イ	第60条の3第2項	同等	
)13 L)(第139条第1項第4号口	_	(規定なし)	
耐久性等関係規定 (認定の場合)	第141条 第 3 項	第36条等 — —		(規定なし)	
構造設計の原則		第36条の3	第7条**	同等	
構造部材の耐久		第37条	第16条 [※]	同等	
基礎		第38条	第17条 [※]	緩和(根入れ深度の規定なし)	
屋根ふき材等		第39条	第18条 [※]	緩和(帳壁の強度の規定なし)	
W造(木造)の構造規定	第141条 第 4 項	第40条~42条、第44条等	_	緩和 (規定なし)	
S造(鉄骨造)の構造規定	7,5 1 .7	第3章5節	_	緩和 (規定なし)	
RC造(鉄筋コンクリート造)の構造規定		第3章6節	_	緩和 (規定なし)	
SRC造(鉄骨鉄筋コンクリート造)の構造規定		第3章6節の2	_	緩和 (規定なし)	
構造方法に関する補足		第80条の2	_	<u>緩和 (規定なし)</u> 14	

※:第60条の3第3項により準用

(参考) コスト削減

建築された畜舎の事例を基にした建築工事費内訳イメージ

畜舎建築工事費 約1億3千万円(畜舎面積 約1,800㎡)



構造基準を見直した場合 にコスト削減可能な費目 畜舎の構造そのものを変更(例:一般の畜舎を膜構造畜舎に変更)した場合にコスト削減可能な費目

コスト削減試算

【部材の強度】

部材の強度に設けられている安全係数等を新法では設定せず、部材の強度を満度に活用。

【基礎の根入れ深さ】

土地が凍結する地域に おいて、基礎を凍結深 度以深にすること等を 畜舎特例法では求めな い。 【木材】使用量3割削減可能

→建築工事費の<u>3~6%</u> 削減可能

【鉄骨】使用量1割削減可能

→建築工事費の<u>1~2%</u> 削減可能

【基礎】

- →建築工事費の<u>1~3%</u> 削減可能
- ⇒ 合計で建築工事費の<u>2~9%</u> 削減可能

膜構造畜舎等

- 〇畜舎の建築コストを 大きく削減すの構造、 高舎のものを見直構造、 が軽量な膜構造と が有効。
- ○建築基準法において は、諸外国の部材で、 JIS規格に適合し ていないものは原則、 国土交通大臣の認定 を受ける必要。

- 〇畜舎特例法では、JIS規格で ない部材等で、諸外国で安全性 が証明されているものは、使用 を認める方向で、審査制度を検 討。
- 〇海外部材による軽量の膜構造畜 舎が可能となり、コストを大き く削減可能。





利用基準(共通の利用基準)

(省令第63条第1号~第6号、第9号)

ー 通常時に、畜舎等における<u>一<mark>日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間</u>が畜舎等の床面積に応じ</u> 次の表に掲げる数値以下であること。(A構造畜舎等※1を除く)</u></mark>

面積	延べ滞在時間	最大滞在者数
1,000㎡まで	8時間・人	4人
1,000㎡超~2,000㎡	16時間・人	8人
2, 000㎡超~3, 000㎡	2 4 時間・人	1 2人
3, 000㎡超	32時間・人	16人



- ニ 午後10時から午前4時までの間、やむを得ない場合を除き、**畜舎で睡眠する者の数が0**である。
- 三 避難経路上に<u>当該経路をふさぐ物品を存置しない</u>。
- 四 <u>二以上の避難口が特定</u>されている※2。
- 五 <u>定期的な避難訓練</u>の実施に関する<u>記録を作成</u>し、少なくとも<u>1年間保存</u>する。(A構造畜舎等※1 を除く)
- 六 A構造畜舎等にあってはA構造畜舎等であること(B構造畜舎等も同様)を当該畜舎等の見やすい場所に表示する※3。

B構造畜舎等は、畜舎に立ち入る者に対し、災害時の<u>避難方法に関する事項を説明</u>する。

- 九 建築基準法第2条第9号の2イに規定する防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する畜舎 等にあっては、その位置等を当該畜舎等の見やすい場所に表示する。
- ※1 防火基準の緩和の適用を受ける畜産業用倉庫又は畜産業用車庫を除く。
- ※2 長辺側の壁一面を開放するような構造等避難が容易な構造の堆肥舎、畜産業用倉庫・畜産業用車庫は適用対象外。
- ※3 発酵槽等にあっては(畜舎特例法の適用を受ける)発酵槽等であることを当該発酵槽等の見やすい場所に表示する。

防火基準の緩和の適用を受ける場合の利用基準

(省令第63条第7号、第8号)

防火基準の緩和の適用を受ける畜舎等

(省令第19条第2項、第20条、第24条第1項本文等)

◆ <u>定期的な消火訓練</u>、ボイラー等の設備の周辺等に可燃物を存置しないことの<u>記録を作成</u>し、 少なくとも**1年間保存**する。

防火基準の緩和の適用を受ける畜産業用倉庫又は畜産業用車庫

(省令第24条第1項本文等)

- ◆ 畜産業用倉庫の部分の床面積の合計が500㎡を超える場合は、**床面積500㎡以内ごとに1以** 上の避難口を特定する※1。
- **◆ 災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にする。**
- ◆ <u>火気を使用しない</u>。
- ◆ 消火器を設置し、定期的な点検等により**消火器の維持管理**を適切に行う。
- ◆ 畜産業用倉庫・畜産業用車庫に、<u>防火上支障がない物資として主務大臣が定めるもの(畜</u> 産業用物資、畜産業用車両等)以外のものを保管しない※2。
- ◆ 畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等で保管する場合は、これらを**間仕切壁又** は戸で隔てて保管する。
 - ※1 壁一面を開放するような構造等避難が容易な構造のものは適用対象外。
 - ※2 畜産業用物資、畜産業用車両等については、告示「畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件(令和5年農林水産省・国土交通省告示第1号)」で規定。

(参考) 利用基準の適用関係について

	畜舎	等の分類				利用	基準の適用	の有無(○:適用あり	、×:適用	まなし)		
施設の種類	構造種別	畜舎等に係 る防火基準 の緩和の規 定 ^{※2} の適用	畜産業用倉庫、畜産業 倉庫に係る 防火基準の 緩和の規定 [※] ³ の適用	滞在密 度制限 (第1号)	夜間睡 眠制限 (第2号)	避難経路 の確保 (第3号)	2以上の 避難口の 特定 (第4号)	避難訓練 の実施等 (第5号)	畜舎特例法 の適用を受 けている の表示 (第6号)	避難方法 の説明 (第6号)	消火訓練 の実施等 ^(第7号)	畜産業用 倉産業倉庫 に係る利 用基準 (第8号)	防火上・ 避難上支 障がない 部分の表 示 (第9号)
	A 構造	なし		×	\bigcirc			×		×	×		
畜舎・ 堆肥舎※	畜舎等	あり		×	\bigcirc			×		×	\bigcirc		
1	B構造	なし				0		\bigcirc		\bigcirc	×		
	畜舎等	あり		\bigcirc	\bigcirc					\bigcirc	\bigcirc		
		なし	なし	×		0		×	\bigcirc	×	×	×	
	A 構造	 A 構造 ┃	あり			0				×	\bigcirc	\bigcirc	
	畜舎等	あり	なし	×		0		×		×	\bigcirc	×	
畜産業用 倉庫・		ας •γ	あり			0				×	\bigcirc	\bigcirc	
畜産業用 車庫		なし	なし			0		\bigcirc		\bigcirc	×	×	
	B構造	なし	あり	\bigcirc	\bigcirc	0	0	0	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	0
	畜舎等	あり	なし	\bigcirc	\bigcirc	0	0	0	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	×	0
		ας 9	あり		\bigcirc			\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
発酵槽等				×	×	×	×	×		×	×	×	×

- ※1 畜産業用倉庫、畜産業用車庫及び発酵槽等を除く。
- ※2 主務省令第19条第2項本文又は第20条ただし書の規定をいう。
- ※3 主務省令第24条第1項本文、第24条の2第1項ただし書、第24条の3第1項ただし書、第25条第1項本文の規定をいう。

計画の認定から畜舎等の利用開始までの流れ

畜舎建築利用計画の作成・申請

【法第3条第1項·第2項】



【法第3条第2項: 丸数字は号番号】

- ①氏名
- ②畜舎等の種類(畜舎、堆肥舎等の 別)、構造(A、B構造畜舎等の 別)、所在地、規模(高さ、面積) 及び間取り
- ③設計者
- ④畜舎等の敷地、構造及び建築設 備(設計書等)

(※3,000㎡以下の畜舎等は不要)

省令第65条で3,000㎡と規定

建築基準法の建築確認は、都市計画区域外で、 木造500㎡、その他(鉄骨等)200㎡以下は不要

⑤畜舎等の利用の方法

- ⑥畜産業の内容(家畜の頭数等)
- ⑦工事着手・完了予定日
- ⑧その他の事項

※計画変更時にも計画の作成・認定が 必要。【法第4条】

都道府県知事の認定

【法第3条第3項・第4項】

〇認定基準

【法第3条第3項: 丸数字は号番号】

- ①敷地が市街化区域・用途地域外
- ②高さが一定以下、平屋で、居住 のための居室を有しない
- ③建築士が設計
- ④敷地、構造及び建築設備が技術 基準(省令)に適合

(※ 3,000㎡以下の畜舎等は審査しない)

⑤利用の方法が利用基準(省令)に適合

⑥必要な事項が記載されている

※家畜の飼養管理、家畜排せつ物の管理等 を適切に行うことができない者に対して は、認定できない。【法第3条第4項】

認定の通知

【法第3条第6項】

• 都道府県知事 は、認定した 旨を申請者に 通知し、公表

工事届は不要

工事完了の 届出 【法第6条】

計画認定を受けた 者(認定計画実施者) は、工事完了後、 都道府県知事に届 出【第1項】

完了検査は 行わない

消防同意

【法第3条第5項】

- 防火関係の規定を 消防署長等が確認 し、同意
- (※ 3.000㎡以下の畜舎等 は対象外)

建築基準法令の適用除外 [法第12条]

都道府県知事の認定を受けた畜舎等 (認定畜舎等)については、建築基準 法令(建築基準法及び政省令等)は適 用しない。

> 建築基準法と畜舎特例法の いずれかの適用を選択可能

技術基準に係る計画申請・審査が不要となる面積

建築基準法における基準

◆建築基準法における建築確認不要な 床面積(都市計画区域等外)

木造 : 500㎡以下 木造以外 : 200㎡以下

畜舎・堆肥舎の特性

- ◆平屋でシンプルな構造であるため、 建築士が設計すれば基本的に安全性 は確保されると考えられる。
- ◆機械化等により規模拡大が進んでいる酪農畜舎の大宗(8割)が含まれる面積が約3,000㎡。
- ◆畜種により畜舎の構造に大きな違い はない。

畜舎特例法の基準

◆畜舎建築利用計画における技術基準 に係る計画申請・審査が不要となる 床面積

(市街化区域外・用途地域外)

<u>木造、その他の区別なく</u> 3,000㎡以下

(省令第65条)

- ※3,000㎡を超える木造建築物は耐火構造にしなければならない等の防火上の措置を講ずる必要があり、これを超える面積の畜舎等は審査が必要
- ※発酵槽等の場合、築造面積3,000㎡以下のものについては、技術基準に係る計画申請・審査が不要となる。

申請者

畜舎建築利用計画の作成

- ○主にチェックボックス形式
- ○オンライン申請可

【記載事項】

- ①申請者の氏名
- ②畜舎等の種類・所在地・規模・ 間取り
- ③設計者の氏名・建築十資格
- ④畜舎等の敷地・構造・建築設備
- ⑤利用の方法

3,000㎡以下は不要

- ⑥畜産業の内容
- ⑦工事の着手予定日・完了予定日
- ⑧関係法令の遵守状況 等
- (様式イメージ)

畜舎建築利用計画 〇〇県知事

氏名〇〇

- 1申請者の氏名(
- 1 中請有の氏名 2 畜舎等の種類
- ☑飼養施設
- □搾乳舎
- □集乳施設
- □畜産業用倉庫
- □畜産業用車庫
- 口堆肥舎
- ...

- 5. 畜舎等の利用の方法 に関する事項
- ☑ 午前零時から午前四時まで及び午後十時から午後十二時までの間、 やむを得ない場合を除き、畜舎で睡眠する者の数が零とする。
- ☑ 避難経路上に当該経 路をふさぐ物品を存置 しない。

申請者

民間機関による 事前審査可(都 道府県の判断)

民間機関の事前 審査を受けた場 合、都道府県知 事による審査は 省略可能。

都道府県

都道府県知事の認定

○オンライン申請の場合はメールで申請の通知を受信

【認定基準】

- ①敷地が市街化区域・用途地域外
- ②高さが16m以下、平屋で、居 住のための居室を有しない
- ③建築士が設計

3,000㎡以下は不要

- ④敷地、構造及び建築設備が技術 基準に適合
- ⑤利用の方法が利用基準に適合
- ⑥関係法令を遵守しているか 等
- ○認定しない場合の例
- ・居住のための居室(寝室 等)がある
- ・利用の方法の記載が適切でない
- ・建築士の資格と畜舎等の規 模が一致しない
- ·家畜伝染病予防法、家畜排せつ物法又は環境関係法令に違反し、是正の見込みがない 等

都道府県

認定の通知

- ○認定した旨の通知(オンライン申請の場合はオンラインでの通知)
- ○公表

(都道府県のHP等)

申請者

工事着工



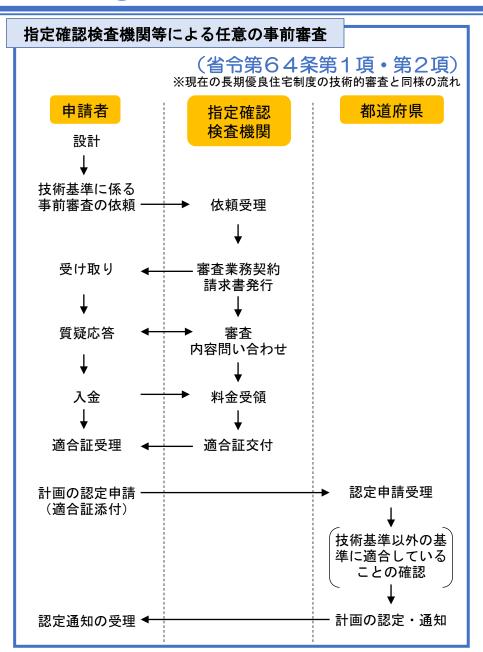
工事完了の 届出

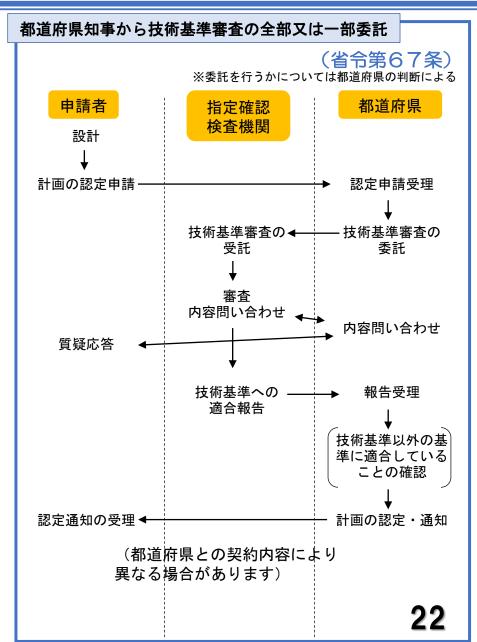
- ○工事完了から4日以内
- ○3,000㎡以下
 - ・届出書
- ○3,000㎡超
 - ・届出書
 - ・各工程の写真

3,000㎡超で新築の場合は、工事完了の届出をした後でなければ使用不可(都道府県知事から仮使用の認定を受けた場合を除く。)

21

手続②(指定確認検査機関による技術基準審査の例)





畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の記載事項・認定基準等

畜産業用倉庫・畜産業用車庫の特性

- ◆ 保管物品の出し入れが容易
 - ☞畜産経営に関係のない物品まで 保管される可能性。
- ◆ 他用途への転用が容易
 - ☞ 倉庫・車庫が畜舎と一体的に使 用される必要。



記載事項 (省令第66条第3号~第5号)

- ◆ 申請する畜産業用倉庫・畜産業用車庫に付随する<u>畜舎、</u> **堆肥舎の所在地**
- ◆ 申請する畜産業用倉庫・畜産業用車庫に**保管する物品**

認定基準 (省令第70条第3号~第5号)

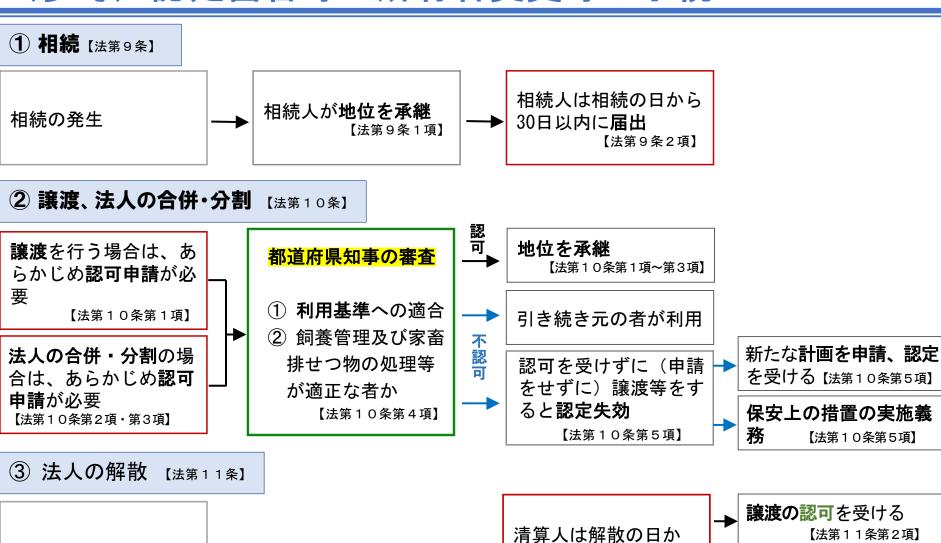
- ◆ 申請する畜産業用倉庫・畜産業用車庫が**畜舎、堆肥舎に 付随して**建築等されること
- ◆ 申請する畜産業用倉庫・畜産業用車庫に保管される物品 が**畜産経営に必要なもの**であること

その他 (省令第91条等)

- ◆ 利用状況報告の際に**畜産業用倉庫・畜産業用車庫内の 保管状況がわかる写真の提出**を求める。
- ◆ 畜産経営に関係しない物品が保管されたり、保管庫の 用途が変更された場合は、是正を求め、是正されない 場合は使用の禁止等の措置を講じる。

(参考) 認定畜舎等の所有者変更等の手続

法人の解散



ら30日以内に届出

【法第11条1項】

24

【法第11条第2項】

→ 保安上の措置の実施義務

(参考) 畜舎特例法の認定状況(令和6年3月31日)

都道	認定件数			都道	認定件数			都道	認定件数		
府県		R5年度	R4年度	府県		R5年度	R4年度	府県		R5年度	R4年度
北海道	62	28	34	石川県	_	_	_	岡山県	3	2	1
青森県	5	5	0	福井県	_	_	_	広島県	4	1	3
岩手県	14	6	8	山梨県	2	1	1	山口県	1	0	1
宮城県	19	9	10	長野県	5	3	2	徳島県	1	1	0
秋田県	2	2	0	岐阜県	10	4	6	香川県	5	0	5
山形県	10	3	7	静岡県	4	4	0	愛媛県	1	0	1
福島県	7	5	2	愛知県	26	12	14	高知県	4	1	3
茨城県	17	8	9	三重県	6	2	4	福岡県	1	1	0
栃木県	21	10	11	滋賀県	3	0	3	佐賀県	1	0	1
群馬県	34	9	25	京都府	2	1	1	長崎県	8	4	4
埼玉県	5	3	2	大阪府	1	1	0	熊本県	10	4	6
千葉県	19	14	5	兵庫県	5	3	2	大分県	7	4	3
東京都	_	_	_	奈良県	_	_	_	宮崎県	45	17	28
神奈川県	2	2	0	和歌山県	1	1	0	鹿児島県	30	20	10
新潟県	5	2	3	鳥取県	-	_	_	沖縄県	7	5	2
富山県	_	_	_	島根県	8	2	6	合計	423	200	223